

第6章 環境

方向性

- 関門海峡や長く美しい山陰海岸、緑豊かな山並み、ホタルの生息する清らかな河川などの自然の適切な保全と活用を図り、その環境を将来の世代へ引き継ぎます。
- 健全で恵み豊かな生活を維持し、私達の暮らしが環境負荷につながらないよう、自然と人が共生し、調和のとれた社会への転換を市民、事業者、行政が一丸となって目指します。
- 再生可能エネルギーの導入・活用などの脱炭素社会の構築や、循環型社会の進展を目指し、これらの取組を次世代に引き継ぐために、環境教育、環境学習の場づくりを進めます。

第1節 豊かな自然や暮らしの環境の保全

第2節 自然と調和した脱炭素社会の構築

第3節 循環型社会の進展を目指した廃棄物処理の推進

ゴール目標【KGI】	基準値	目標値			
		年			
都市・生活基盤において、安全安心で、環境にもやさしく、市民のニーズに沿ったサービスの提供も充実しており(ソフト面)、不便や不安なく日常生活を送っていると感じている市民の割合	%	R6	19.4	R11年 20.0	R16年 34.0

第1節 豊かな自然や暮らしの環境の保全



現状と課題

- 本市は、瀬戸内海国立公園、北長門海岸国定公園、豊田県立自然公園を有する自然環境の豊かな地域であり、多くの動植物が生息しています。本市を取り巻く環境が、生物多様性に支えられた自然・生態系との均衡のもとに成り立っていることを認識し、恵みある自然環境の保全に努めるとともに、人と自然との健全なふれあいを通じて自然との共生を図り、持続可能な社会の構築を目指すことが重要です。
- 人々の活動や開発による動植物の個体数や生息域の減少が見られているほか、温暖化による生態系への影響が懸念されています。また、外来生物は人間の意図を超えて生息・生育域を拡大し、在来種の生息・生育環境を脅かしています。生物多様性に悪影響をもたらす問題に向けた取組が重要です。
- 本市における大気、水質、土壌などの生活環境はおおむね良好な状況で推移しています。一方で、鉄道や道路などの社会インフラや工場などの事業所があることから、環境負荷の低減に向けた継続的な取組が重要です。



水辺の教室

取組の方向

〈目標指標〉

目標指標		基準値		目標値	
		年		R11年	R16年
環境基準達成率(大気・水質)	%	R5	93.2	100	100

(1) 自然との共生

① 生物多様性の保全

令和12(2030)年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として保全することを目指す「30by30(サーティ・バイ・サーティ)」の目標達成に向けて、山口県との連携を通じて、生物多様性保全に関する情報提供等を行います。また、生物多様性に大きな影響を与えている外来生物の状況や生態系、生活環境等への影響の把握に努め、「入れない」、「捨てない」、「拡げない」の外来種被害予防三原則を広く定着させます。

主な取組

- 外来生物に関する普及啓発の推進

(2) 良好な生活環境の確保

① 生活環境の保全

計画的な環境調査を継続的に実施し、環境の状況に応じた取組につなげることで良好な生活環境を確保するとともに、市民への環境情報の適切な提供に努めます。

主な取組

- 環境調査体制の整備
- 環境基準達成率の向上

② 環境負荷の低減

環境法令等に基づき、汚染物質を排出する工場などの監視・指導を適切に行い、環境負荷の低減に努めます。

主な取組

- 環境監視体制の充実

③ 健康で文化的な生活の確保

近年増加している家庭生活に起因する公害苦情などについて、下関市環境保全条例に基づき、必要な調査・指導を通じて、市民に対して適切な管理を促すことで健康で文化的な生活の確保に努めます。

主な取組

- 広報活動による普及啓発の推進

(3) 環境美化の推進

① 環境美化活動の推進

市民、事業者等に対して、環境美化の促進を図り、地域の生活環境の向上に努めます。

主な取組

- ポイ捨て、飼い犬ふん放置、落書き防止の啓発
- 路上喫煙禁止に係る指導、啓発

〈関連個別計画〉 下関市環境基本計画 平成29(2017)～令和8(2026)年度



現状と課題

- 本市は、令和32(2050)年度までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを旨とする「ゼロカーボンシティしものせき」を宣言しました。中間目標として令和12(2030)年度までに温室効果ガス排出量を平成25(2013)年度比で、46%削減することを目指しています。また、令和6(2024)年9月には国の脱炭素先行地域に選定され、令和11(2029)年度までの期間において国の支援のもと、海響館等の観光施設や第3次産業が集積する市街地を中心とした脱炭素・地域活性化に取り組んでいきます。
- 2050年脱炭素社会の実現において、地域脱炭素は地域の成長戦略であり、市民・事業者・行政など地域の関係者が主役となって、今ある技術により再生可能エネルギー等の地域資源を最大限活用することが重要です。地域脱炭素は、防災や暮らしの質向上等の地域課題を解決し、地方創生に貢献することが期待されていますが、その取組をどのように広げていくかが課題です。
- 再生可能エネルギーは、有効に活用することで、エネルギー起源の二酸化炭素排出量の削減を図ることができます。エネルギーの地産地消を図ることは、地域の環境保全と経済活性化の同時達成の鍵となります。



漂着物調査



脱炭素先行地域選定証



「ゼロたんチャレンジしものせき」シンボルマーク



ゼロたんチャレンジシート



取組の方向

〈目標指標〉

目標指標	単位	基準値		目標値	
		年		R11年	R16年
温室効果ガス排出量	千t-CO2	R4	2,767	2,179	1,764

(1) 生活環境と自然との調和 ～ 脱炭素型のライフスタイルへの転換

① 脱炭素社会に向けたライフスタイルの推進

豊かな生活を維持し、私達の暮らしが環境負荷につながらないように、脱炭素型のライフスタイルやワークスタイルへの転換の重要性を市民、事業者へ広く啓発し、地域の脱炭素化に向けた取組を推進します。

主な取組

- 市民、事業者に対する省エネ行動や脱炭素行動への意識啓発
- イベント等を通じた、環境意識の醸成
- 率先して環境に配慮した行動ができる人づくり

② 環境に配慮した消費行動の推進

生活の質を落とさず、環境に配慮した商品やサービスを選択する消費行動を推進します。

主な取組

- エネルギー効率の高い商品の選択の推進
- 公共交通や自転車の利用など環境にやさしい移動手段への転換

(2) エネルギーと自然との調和

① 再生可能エネルギーの活用

脱炭素社会の実現には、私達の生活に欠かせないエネルギーを、できるだけ二酸化炭素を排出しないエネルギーへ転換することが必要です。地域で消費するエネルギーを太陽光や風力など、再生可能エネルギーの最大限の活用を進めていきます。

主な取組

- 地域と共生した再生可能エネルギー発電の推進
- 公共施設等への積極的な太陽光発電設備の導入

② エネルギーの地産地消の推進

地域資源である再生可能エネルギーのポテンシャルを活用し、脱炭素の取組により、地域の問題解決を目指します。

主な取組

- 地域新電力事業の促進
- 再生可能エネルギーの地産地消
- 脱炭素の取組を通じた地域経済の活性化

(3) 熱中症対策の推進

① 気候変動に起因する人の健康被害の防止

気候変動の影響による、私達の健康に対する適応策の推進を図ります。

主な取組

- 極端な高温発生時における熱中症対策

〈関連個別計画〉

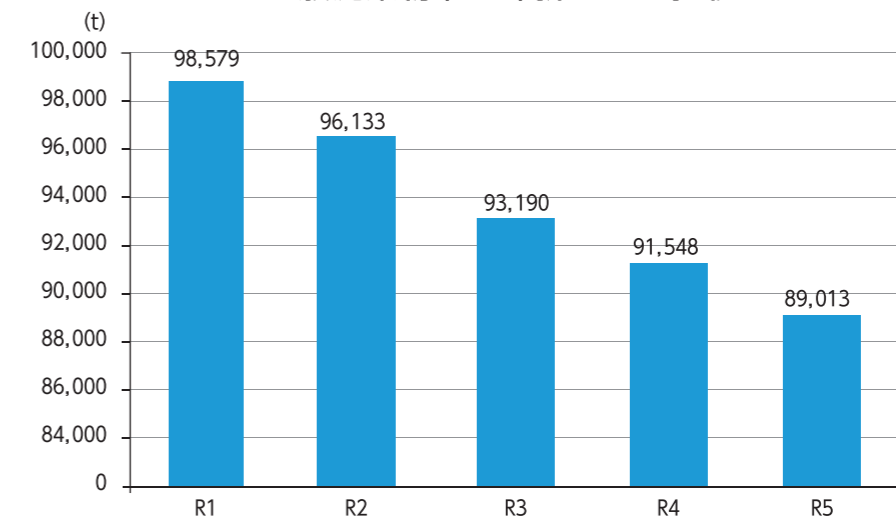
- 下関市環境基本計画 平成29(2017)～令和8(2026)年度
- 下関市地球温暖化対策実行計画 平成30(2018)～令和12(2030)年度



現状と課題

- 市民の健康で快適な生活を確保するためには、衛生環境の保全等を図ることが重要であり、そのためには、私達一人ひとりが自主的、積極的に環境保全活動に取り組み、良好な環境の形成を目指していくことが求められています。
- 廃棄物処理については、下関市一般廃棄物処理基本計画に基づき、循環型社会の進展を目指し、さらなる取組が必要です。
- このため、ごみ処理については、市民・事業者・行政が連携・協力し、それぞれの役割を果たしながらごみ減量に対する意識をより高め、ごみの適正分別の徹底や発生抑制に取り組む必要があります。また、効率的かつ安全で安定した収集体制や処理施設の整備が必要です。
- し尿浄化槽汚泥の処理については、公共下水道等の普及により汚水衛生処理率が増加しており、し尿浄化槽汚泥の処理量は年々減少しています。今後も減少が予測されることから、安定した処理体制と一般廃棄物処理業等の業務の安定を維持しつつ、効率的かつ持続的な処理体制の検討が必要となります。
- また、生活雑排水を未処理で河川等に放流することは、水環境への負荷が高いことから、引き続き、公共下水道等の整備区域外の合併処理浄化槽の普及を推進するとともに、浄化槽設置者の適正管理を徹底していく必要があります。
- 廃棄物の不法投棄については、パトロールの実施、環境保全監視員の配置、監視カメラや不法投棄ホットラインの設置等により対応していますが、今後とも効果的な防止対策に取り組む必要があります。
- また、近年、地震災害や頻発する大規模な風水害では、平時の数年から数十年に相当する災害廃棄物が一時に発生し、その処理が大きな課題となっています。

一般廃棄物(ごみ)排出量の推移



奥山工場

取組の方向

〈目標指標〉

目標指標	単位	基準値		目標値	
		年		R11年	R16年
市民1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	R5	992	980	(R9)

(1) 処理環境の充実

① ごみ処理体制の整備

市民・事業者・行政のパートナーシップによる循環型社会の進展を目指します。
 このため、ごみの発生抑制及び資源循環の取組として、資源ごみの適正分別の徹底及び再資源化の推進に向けた集団回収の奨励、市民・事業者への意識啓発、広報活動の実施、市民の自発的活動の支援等を推進します。
 ごみの収集については、効率的かつ安全で安定した収集体制を常に維持することが求められるため、引き続き、民間委託を継続し、ごみ処理体制を整備します。また、ごみステーションの適正な設置を推進するため、地域住民と相互に協力します。
 ごみを適正かつ安定的に処理するために老朽化の進む廃棄物処理施設の延命化を図るとともに、安全・安心な運営管理に努めます。

主な取組

- ごみ減量などによる循環型社会の進展
- 安定かつ効率的なごみ収集体制の充実
- 廃棄物処理施設の長寿命化に係る整備

② し尿浄化槽汚泥処理体制の充実

安定した処理体制と一般廃棄物処理業等の業務の安定を維持し、生活排水関連の諸計画と連携しつつ、し尿浄化槽汚泥の処理量の減少に対応した処理体制の検討整備に取り組みます。また、公共下水道等の整備区域外において、合併処理浄化槽の普及促進を図るとともに、浄化槽設置者に対し適正管理の啓発・指導を行い、生活環境の改善や水質汚濁の防止を図ります。

主な取組

- 一般廃棄物処理業等の業務の安定保持
- 安定かつ効率的なし尿浄化槽汚泥処理体制の整備
- 合併処理浄化槽の普及促進

③ 産業廃棄物処理の適正化の促進

地域及び地域住民の健全な環境を保全するため、排出事業者及び処理業者に対する普及啓発及び適正な指導・監督を行うことによって、産業廃棄物の適正な処理及び不法投棄の防止に取り組みます。

主な取組

- 適正処理の普及啓発及び監視・指導の充実

④ 災害廃棄物対策の充実

復旧、復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、災害を想定したごみ及びし尿浄化槽汚泥の処理体制の整備や周辺自治体等との連携に努めます。

主な取組

- 処理体制の整備
- 関係団体及び周辺自治体との連携の強化

〈関連個別計画〉

- 下関市一般廃棄物処理基本計画 平成30(2018)～令和9(2027)年度
- 下関市一般廃棄物処理実施計画 令和6(2024)年度～
- 下関市災害廃棄物処理計画 平成30(2018)年度～